
平成30年度

第2回川口市青少年問題協議会

平成31年1月22日（火） 午後1時30分

川口市役所 議会2階 第1委員会室

次 第

1 開 会

2 議 事

ページ

- (1) 「いじめから子どもを守る委員会活動状況報告書」について…… 2
- (2) 地域との連携について …………… 2
- (3) その他 …………… 3

3 閉 会

●川口市青少年問題協議会について

川口市青少年問題協議会概要

| | | | |
|---------|--|----------------|---------|
| 設置根拠法令等 | 地方青少年問題協議会法・川口市青少年問題協議会条例 | | |
| 設置年月日 | 昭和30年4月1日 | | |
| 所掌事務 | 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項を調査審議すること。 | | |
| 委員数・任期 | 15人・2年（任期：平成29年6月1日～平成31年5月31日） | | |
| 委員の氏名 | 氏名 <small>※敬称略</small> | 備考 | |
| | 林 美 恵 子 | 公募市民 | 市民 |
| | 森行 千賀子 | 公募市民 | |
| | 小野寺 秀明 | 川口市青少年団体連絡協議会 | 青少年関係団体 |
| | 田 中 隆 行 | 川口機械工業協同組合 | |
| | 平 田 敦 子 | 川口市民生委員児童委員協議会 | |
| | 益 英 里 | 川口市PTA連合会 | |
| | 中牟田 雅子 | 川口地区保護司会 | |
| | 姉 崎 祐 二 | 川口青年経済人連絡協議会 | |
| | 菊地 美代子 | 川口商工会議所女性会 | |
| | 高 橋 利 昌 | 中学校長会 | 関係行政機関 |
| | 田 島 慶 一 | 川口警察署生活安全課 | |
| | 新 木 孝 一 | 武南警察署生活安全課 | |
| | 栗 原 保 | 大学講師 | 知識経験者 |
| | 若 谷 正 巳 | 市議会議員 | |
| 芝 崎 正 太 | 市議会議員 | | |

議題 1

「いじめから子どもを守る委員会活動状況報告書」について（報告事項）

◆詳細は、別添資料「いじめから子どもを守る委員会活動報告書」を参照

議題 2

地域との連携について（協議事項）

◆川口市の青少年対策について

●第5次川口市総合計画の位置づけ

《めざす姿》 「Ⅱ 子どもから大人まで“個々が輝くまち”」

《施 策》 「2 子どもの成長をサポートする基盤づくり」

【基本方針】

学校・家庭・地域と行政が相互に補完・連携しながら、さまざまな社会経験の場や見守りの機会を増やし、子どもの成長をサポートする基盤をより強固なものにしていく。

《単位施策》 「① 学校の教育力向上」

「② 地域の教育力・健全育成活動の充実」

《単位施策と主な取り組み》

② 地域の教育力・健全育成活動の充実

- ・学校における学習活動や安全確保、環境整備などのボランティアを行う学校応援団へ保護者や地域住民の参加を促し、学校・家庭・地域が一体となった子どもの育成を推進する。

- ・子どもが生きる力を身につけ、将来、自立した社会生活が営めるよう、各種体験事業などを実施する。また、地域活動やボランティア活動、世代間交流などへの積極的な参加を促し、地域への愛着や連帯意識、他者を思いやる心などを育てる。
- ・子どもに体験活動の機会を提供する青少年団体の活動を促進し、指導者の養成や資質向上に努める。
- ・学校・家庭・地域などと連携し、子どもや若者を非行や犯罪から守り、健全な育成に望ましい環境づくりを推進する。また、市民意識の高揚を図るため、啓発活動などを継続的に展開する。
- ・困難を抱える子どもや若者を社会全体で支援する体制づくりを推進する。

議題3 その他

資料 1

●青少年対策室の事業（平成30年度）

| | 事業名 | 日時・場所 |
|----|------------------------------|---|
| 1 | 青少年育成推進員協議会 | 5月23日（水）14:00 上青木公民館 視聴覚室 |
| 2 | 公民館地区青少年育成協議会 会長・事務局長合同会議 | 5月31日（木）14:00 上青木公民館 視聴覚室 |
| 3 | 指導者養成講習会 （青年ボランティア養成講習会） | 3事業開催（春・秋・冬） [春] 青少年まつり 6月3日（日） [秋] 七つの祝い 10月8日（月・祝） [冬] クリスマス会 12月9日（日） |
| 4 | 青少年まつり | 6月 3日（日）10:00 グリーンセンター |
| 5 | 青少年問題協議会 | 8月29日（水）14:00 第3委員会室 1月22日（火）13:30 第1委員会室 |
| 6 | 青少年非行防止キャンペーン | [夏] 7月 4日（水）17:30 川口駅 7月11日（水）17:30 西川口駅 [秋] 11月 7日（水）16:00 東川口駅 |
| 7 | 愛のひと声・あいさつ運動 | 7月21日（土）－8月31日（金） |
| 8 | 子ども自然体験村 | 7月22日（日）－24日（火）小平の里（群馬県みどり市） ※事前研修会 7月 8日（日） |
| 9 | 通学合宿 | ① 9月26日（水）－29日（土） 南平公民館 ※事前研修会 9月17日（月・祝） ②10月17日（水）－20日（土） 芝北公民館 ※事前研修会 10月 6日（土） |
| 10 | 七つの祝い | 10月 8日（月・祝）11:00 グリーンセンター |
| 11 | おかめ市街頭補導 | 12月15日（土） 川口神社 12月19日（水） 飯塚氷川神社 12月23日（日・祝） 鳩ヶ谷氷川神社 |

| | 事業名 | 日時・場所 |
|----|----------------|---|
| 12 | 親と子の音楽会 | 2月24日(日) 14:00 リリア 音楽ホール |
| 13 | 明るい街づくり運動推進大会 | 3月2日(土) 14:00 リリア 音楽ホール |
| 14 | 三市青少年の船 ※担当：蕨市 | 結団式 3月3日(日) 10:00 戸田市文化会館 研修会 3月25日(月) - 28日(木) 3泊4日 |
| 15 | いじめ防止推進事業 | いじめ相談窓口 面接相談(要予約) 毎月第1~3週の木曜日/午後(月によって変動あり) 川口市役所第2庁舎内会議室 ※電話窓口 8:30 - 17:15 受付(土、日、祝日、年末年始を除く) |

●公民館地区青少年育成協議会の事業一覧（平成29年度）

| 地 区 | 主 な 事 業 |
|-------------|---|
| 幸 栄 公 民 館 | 総会、英語で遊ぼう！、青少年非行防止キャンペーン、愛のひと声・あいさつ運動、親子クッキング教室、親子科学教室、親子お菓子作り教室、会議、おかめ市街頭補導 |
| 並 木 公 民 館 | 中学生と並木地区の地域の方によるふれあいクッキング事業、青少年育成協議会会議、夏休み子ども料理教室、夏休み子ども工作教室、三世代ふれあい事業、少年少女スポーツ大会、子どもアート広場 |
| 西 公 民 館 | 少年ソフトボール大会、少女ソフトバレーボール大会、愛のひと声・あいさつ運動、子ども料理教室、三公民館地区少年ソフトボール大会、熊手市巡回補導、三公民館地区少女ソフトバレーボール大会 |
| 西 川 口 公 民 館 | 少年少女スポーツ大会、子ども料理教室、子ども工作教室、子どもお菓子作り教室、三公民館地区少年ソフトボール大会、子ども卓球教室、子どもクリスマス会、三公民館地区少女ソフトバレーボール大会 |
| 横 曽 根 公 民 館 | 親善子供レクリエーション大会、少年少女スポーツ大会、子ども HIPHOP ダンス、子ども料理教室、子どもお菓子作り教室、三公民館地区少年ソフトボール大会、少女ソフトバレーボール青少年育成協議会会長杯、三公民館地区少女ソフトバレーボール大会 |
| 青 木 公 民 館 | 総会、夏のお楽しみ施設見学会、学校地域ふれあい事業（青木北小学校・青木中学校）、親子の料理教室、青少年健全育成研修会 |
| 上 青 木 公 民 館 | 楽しい遊び教室、総会、少年少女スポーツ大会、愛のひと声・あいさつ運動、夏休み合同ラジオ体操、青少年健全育成研修会、さいたま郷土カルタ地区大会、郷土カルタ川口市大会、郷土カルタ埼玉県大会、子ども公民館まつり、子ども運動会 |
| 前 川 公 民 館 | 総会、子ども開放教室、少年少女スポーツ大会、愛のひと声・あいさつ運動、子どもクリスマスケーキ作り教室、青少年健全育成研修会、子どもお菓子作り教室 |
| 前 川 南 公 民 館 | 総会、少年少女スポーツ大会、子どもカルタ大会、子どもレクリエーション、青少年健全育成研修会、夏休みお話し会 |
| 南 平 公 民 館 | 総会、たのしい子どもひろば、愛のひと声・あいさつ運動、子どもペン習字教室、子どもクリスマス会、明るい街づくり運動推進大会 |
| 朝 日 公 民 館 | 青少年育成協議会会議、こども絵画教室、愛のひと声・あいさつ運動、子どもおはなしシアター、文化祭、少年少女スポーツ大会、新春書きぞめ席書大会 |
| 領 家 公 民 館 | 総会、領子連サマーキャンプ、少年少女スポーツ大会（春季・秋季）、文化祭（子ども映画会）、領子連フェスティバル、領子連アイススケート教室 |
| 朝 日 東 公 民 館 | 青少年育成協議会会議、少年少女スポーツ大会、ミニバス教室（1期・2期・3期）、子ども料理教室、子ども工作教室、愛のひと声・あいさつ運動 |
| 新 郷 公 民 館 | 総会、七夕まつり、愛のひと声・あいさつ運動、夏休み！親子料理教室、夏休み！小学生科学教室、青少年健全育成研修会、親子ふれあいドッジビー大会 |
| 新 郷 南 公 民 館 | 総会、愛のひと声・あいさつ運動、七夕まつり、青少年健全育成研修会、親子ふれあいドッジビー大会 |

| 地 区 | 主 な 事 業 |
|-------------|--|
| 神 根 公 民 館 | 総会、サマー広場、わくわく子ども広場、青少年健全育成研修会 |
| 根 岸 公 民 館 | 総会、親子歩け歩け大会、子供レクリエーション、図画コンクール、体育祭、文化祭、子供スポーツレクリエーション、新春子ども書初め大会、彩の国21世紀郷土かるた地区大会・川口市大会、青少年健全育成研修会 |
| 神 根 西 公 民 館 | 夏休み子供体験教室、愛のひと声・あいさつ運動、青少年健全育成研修会、小学生バドミントン・卓球広場、芋掘り |
| 神 根 東 公 民 館 | 総会、バドミントン開放教室、花見&スポーツ大会、少年少女スポーツ大会、親子お菓子作り教室、神根東公民館文化祭、青少年健全育成研修会、鉄道博物館研修 |
| 芝 公 民 館 | 総会、夏休み子ども料理教室、夏季バスハイク、ソフトバレーボール講習会、少年少女スポーツ大会 |
| 芝 南 公 民 館 | 理事会、総会、愛のひと声・あいさつ運動、郷土かるた取り教室、子どもバドミントン大会、子供スポーツ大会 |
| 芝 西 公 民 館 | 総会、少年少女スポーツ大会会議、少年少女スポーツ大会、夏休み子ども工作広場、子ども料理教室、子どもの居場所学習事業（子ども卓球広場） |
| 芝 北 公 民 館 | 総会、子ども科学教室、子ども卓球教室、子ども折り紙教室、子ども料理教室、少年少女スポーツ大会、茶道体験教室、文化祭子供広場 |
| 芝 富 士 公 民 館 | わんぱく卓球、わんぱく広場子どもものづくり教室、夏休み子ども木工工作教室、クリスマスお楽しみ会、愛のひと声・あいさつ運動 |
| 芝 園 公 民 館 | 地区青少年育成協議会会議、愛のひと声・あいさつ運動、親子工作教室、サマースクール、子ども日本舞踊教室、わくわくウォッチング、文化祭、酉の市街頭パトロール |
| 安 行 公 民 館 | 青少年まつり、親子バスツアー、社会科見学、総会、少年少女スポーツ大会、夏休み科学教室、夏休み子ども料理教室、手作り工作教室、子どもクリスマスケーキ作り教室、育成者研修会、おたのしみ会 |
| 安 行 東 公 民 館 | 総会、夏休み親子映画会、少年少女スポーツ大会、青少年健全育成研修会、子どもの居場所学習事業（ミニテニス教室） |
| 戸 塚 公 民 館 | ポスターコンクール、少年少女スポーツ大会(剣道)、とづかソフトドッジ大会、ジュニアサマーキャンプ、愛のひと声・あいさつ運動、総会、地区市民体育祭、クリスマスこどもフェスティバル、郷土かるた地区大会・市大会・県大会、夏休み深夜パトロール、ふれあいコンサート、公民館まつり・こどもまつり広場、地区内小中学校訪問、非行防止キャンペーン |
| 戸 塚 西 公 民 館 | 総会、ふれあいコンサート、少年少女スポーツ大会(剣道)、とづかソフトドッジ大会、愛のひと声・あいさつ運動、夏休み深夜パトロール、ジュニアサマーキャンプ、地区市民体育祭、青少年非行防止キャンペーン、学校訪問、文化祭、ポスターコンクール、クリスマスこどもフェスティバル、郷土かるた地区大会・市大会・県大会、 |
| 中央ふれあい館 | 総会、親子パン作り教室、少年少女スポーツ大会、地区合同ラジオ体操の集い、愛のひと声・あいさつ運動、夏休み子ども卓球教室、おかめ市街頭補導、スケート教室、子ども囲碁教室、子ども料理教室 |
| 鳩ヶ谷公民館 | 総会、夏休み子ども工作教室、愛のひと声・あいさつ運動、夏休み親子料理教室、子ども体験教室、おかめ市街頭補導 |
| 南鳩ヶ谷公民館 | 総会、子ども卓球教室、ワンバウンドふらば〜るバレー教室、夏休み子ども工作教室、冬休み子ども書初め教室 |
| 里 公 民 館 | 総会、子ども卓球ひろば、子ども体験教室、夏休み子ども工作教室 |

資料 3

●南平公民館地区クリスマス会（青年ボランティア養成講習会）

1 内 容

青年ボランティア養成講習会（以下、「講習会」）の一環として、南平公民館地区青少年育成協議会が主催するクリスマス会の企画・運営をしている。

2 受講対象

主に中学生から30歳ぐらいまでの方を対象に一般公募している。なお、共催者である青少年相談員・鳩ヶ谷地区ジュニアリーダーは主に指導者として参加している。

3 趣 旨

講習会は子どもを対象にしたボランティア活動の活性化及び青少年の活動の場の提供を目的としている。今後、各地域において地域の若者を対象とした青年リーダーの育成を重視する必要があることから、地域・学校・行政の連携によって経験する機会を更に提供していくものである。

4 参加者数

| | | |
|-------------------|-----------|-----|
| (1) 青少年相談員 | ・ ・ ・ ・ ・ | 3名 |
| (2) 鳩ヶ谷地区ジュニアリーダー | ・ ・ ・ | 5名 |
| (3) 元郷中学校 | ・ ・ ・ ・ ・ | 12名 |
| (4) 領家中学校 | ・ ・ ・ ・ ・ | 3名※ |
| (5) 南平地区民生委員の紹介 | ・ ・ ・ ・ ・ | 4名 |
| (6) 一般公募 | ・ ・ ・ ・ ・ | 1名 |
| 総参加者数 | ・ ・ ・ ・ ・ | 28名 |

※領家中学校の参加者数について

元郷中学校・領家中学校ともに、生徒会や美術部等の部活動単位で講習会への受講を申し出ていただいた。その結果、定員数を大きく上回る申し込みとなったため、今回領家中学校には個人で参加を申し込まれた生徒のみに参加していただいた。

5 活動風景



6 成 果

市は南平地区の中学校に事業への参加を直接呼び掛け、中学校は事業の趣旨を理解し生徒を参加させる。青少年相談員等の指導の下で生徒（地域の若者）が子どもたちのためにクリスマス会を盛り上げ、主催者である育成協議会からも副会長がサンタに扮して事業にご参加いただいた。まさしく地域・学校・行政が連携したことで、クリスマス会は大盛況のうちに終わることができた。

また、今回の受講者からは「とても楽しめた」「また参加したい」との声が多く挙がり、地域事業の楽しさをその地域の若者に意識付けることができた。

7 課 題

今回は南平地区の中学校2校へ直接参加を呼び掛けたこともあって多くの申し込みがあったが、一般公募者の申し込みは1～2名程度である。また、これまでの受講者は単発での参加に止まっており、継続的に参加して経験を積みなければ青年リーダーの育成には繋がらない。今後は、若者が興味を示す事業の周知と併せ、事業に繰り返し参加したいと思える意識付けの方法が最大の課題となる。

8 今後について

青少年相談員やジュニアリーダーを除く受講者は当日のみの参加である。今後は受講者の意識を高め、柔軟な発想を発信してもらうためにも、準備の段階から参加を呼び掛けてみるのも良いと考える。

また、今後は南平地区だけでなく、その他地域でも地域を巻き込んでの青年リーダーの育成が進められるか、各地区に働きかけていきたい。

(設 置)

第 1 条 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村に、附属機関として、それぞれ都道府県青少年問題協議会及び市町村青少年問題協議会（特別区にあつては、特別区青少年問題協議会。以下同じ。）（以下「地方青少年問題協議会」と総称する。）を置くことができる。

(所掌事務)

第 2 条 地方青少年問題協議会は、当該地方公共団体における次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項を調査審議すること。
- (2) 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること。

2 地方青少年問題協議会は、前項に規定する事項に関し当該地方公共団体の長及びその区域内にある関係行政機関に対し、意見を述べることができる。

(組 織)

第 3 条 地方青少年問題協議会は、会長及び委員若干人で組織する。

(相互の連絡)

第 4 条 地方青少年問題協議会は、相互に緊密な連絡をとらなければならない。

(経 費)

第 5 条 国は、都道府県青少年問題協議会を置く都道府県及び市青少年問題協議会を置く地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市に対し、予算の範囲内において、当該都道府県青少年問題協議会及び市青少年問題協議会の運営に要する経費の一部を補助することができる。

(条例への委任)

第 6 条 この法律に定めるものを除くほか、地方青少年問題協議会に関し必要な事項は、条例で定める。

附 則 (略)

○川口市青少年問題協議会条例

昭和53年3月30日

条例第58号

改正 昭和55年6月27日条例第18号

平成12年6月29日条例第42号

平成26年3月20日条例第4号

平成27年3月11日条例第21号

(設置)

第1条 地方青少年問題協議会法（昭和28年法律第83号）第1条の規定に基づき、川口市青少年問題協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（平成12条例42・一部改正）

(委員)

第2条 委員の数は、15人以内とする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民
- (2) 青少年関係団体から選出された者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 知識経験者

（平成26条例4・追加）

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（平成26条例4・旧第2条繰下）

(会長)

第4条 会長は、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、協議会の会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

（平成26条例4・一部改正）

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(平成26条例4・追加)

(関係者の出席及び資料の提出)

第6条 協議会は、必要があるときは、関係者の出席を求めて、その意見を聴き、又は関係者に資料の提出を求めることができる。

(平成26条例4・旧第5条繰下・一部改正)

(専門委員)

第7条 協議会に、専門の事項を調査させるため、専門委員若干人を置くことができる。

2 専門委員は、当該事項について専門的知識を有する者のうちから市長が委嘱する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときに、解任されるものとする。

(平成26条例4・追加)

(幹事)

第8条 協議会に幹事若干人を置き、市長が関係行政機関の職員及び市職員のうちから委嘱又は任命する。

2 幹事は、協議会の所掌事務について、会長、委員及び専門委員を補佐する。

(平成26条例4・旧第6条繰下)

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、子ども部において処理する。

(昭和55条例18・一部改正、平成26条例4・旧第7条繰下、平成27条例21・一部改正)

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長

が協議会に諮って定める。

(平成12条例42・一部改正、平成26条例4・旧第8条繰下)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

(川口市青少年問題協議会設置条例の廃止)

- 2 川口市青少年問題協議会設置条例(昭和35年条例第1号)は、廃止する。

附 則(昭和55年6月27日条例第18号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和55年7月1日から施行する。

附 則(平成12年6月29日条例第42号)

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則(平成26年3月20日条例第4号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の川口市青少年問題協議会条例第1条の規定により設置された川口市青少年問題協議会(以下「協議会」という。)の会長である者及び協議会の委員である者は、この条例による改正後の川口市青少年問題協議会条例第4条第1項の規定により選任され、又は同条例第2条第2項の規定により委嘱されたものとみなす。

